

使用料の適正化に関する審議結果
答申

令和5年5月
南阿蘇村使用料等審議会

— 目 次 —

1 諮問事項	P. 1
2 審議対象	P. 1
3 審議内容	P. 2
4 答 申	P. 4
5 所 見	P. 5

1 諮問事項

公共施設の使用料[※]の適正化について意見を求める。

背景

南阿蘇村においては、平成28年熊本地震に伴う復旧復興事業の影響等から財政状況は極めて厳しく、令和3年3月には「南阿蘇村行財政改革計画」を策定し、一層の取組が進められているものの、公共施設の維持が大きな負担となっている。

引き続き良質な公共サービスを提供していくとともに、その公平性を確保するため、施設利用者からの相応の使用料の徴収、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要がある。

※ 使用料 行政財産の使用または、公の施設の利用の対価として徴収することができる料金
地方自治法 第225条
普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2 審議対象

今回の審議においては、以下の8施設を対象とする。なお、小・中学校施設は、基本的に夜間の開放を想定したものである。

施設名称	貸出区分
久木野小学校	体育館
南阿蘇西小学校	体育館
白水小学校	体育館
南阿蘇中学校	体育館
南阿蘇中学校 第2体育館	体育館、武道場
南阿蘇中学校 第2グラウンド	グラウンド
旧両併小学校	体育館
旧中松小学校	体育館

3 審議内容

使用料の算定過程及び金額の妥当性、使用料を設定するうえで考慮すべき事項等に関して審議を行った。

1 使用料の算定

(1) 村内居住者の使用料

- ① $\text{使用料} = \text{使用料原価} \times \text{受益者負担割合}$ (10円単位切上げ) …… I
- ② Iの金額 < 平成23年7月までの徴収額×2の場合、Iの金額
Iの金額 ≥ 平成23年7月までの徴収額×2の場合、平成23年7月までの徴収額×2
- ③ 上記により算出された金額が類似施設間で異なる場合は金額を統一

(2) 村外居住者の使用料

$$\text{使用料} = \text{村内居住者の使用料} \left((1) - (3) \right) \times 1.5 \quad (10円単位切上げ)$$

(3) 使用料原価の算定

算定式は以下のとおり。なお、経費には施設の維持管理に要した費用及び減価償却費の令和元年度から3年度の平均値を、年間利用可能時間及び稼働率には令和3年度の数値を用いる。

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}$$

(4) 受益者の負担割合

対象施設におけるサービスの提供(設置、運営など)は、行政が担うべきものではあるが、大多数の住民において日常的に必要とされるものではないため、各施設とも受益者の負担割合は25%とする(使用料原価のうち25%を利用者が負担。10円単位切上げ)。

- ① 行政が担うべきサービスであるか
 - ・ 公共的サービス 民間では提供が難しく、行政が担うべきサービス
 - ・ 市場的サービス 民間でも提供され、民間と行政が競合するサービス
- ② 住民の日常生活において必需的なものであるか
 - ・ 基礎的サービス 大多数の住民において日常的に必要とされるサービス
 - ・ 選択的サービス 特定の住民においてのみ必要とされるサービス

公共施設の区分

区分	施設の例	受益者の負担割合
公共的・基礎的	小学校、中学校、図書館、道路、公園など	0%
公共的・選択的	公民館、体育館、グラウンドなど	25%～50%程度
市場的・基礎的		25%～50%程度
市場的・選択的		100%

(5) 受益者負担の緩和措置

使用料の急激な増加による利用者の減少等を避けるため、各施設とも平成23年7月まで徴収していた金額の2倍を上限とする。

(6) 類似施設間での調整

類似施設間で稼働率に偏りが生じないように金額を調整する。

(7) 村外居住者の使用料

村内居住者と同一であると多くの施設で現行の金額から変動しない点や、税負担の点などから、各施設とも1.5倍に割り増す（10円単位切上げ）。

2 各施設の使用料

次葉の表のとおり

4 答 申

以上のとおり審議を行った結果を、次のとおり答申するとともに附帯意見を記す。

使用料の算定過程及び各施設の使用料については適当と判断する。

各施設の使用料

施設名称	貸出区分		単位	使用料(円) [※]			屋外照明
				村内居住者	村外居住者	現行	
久木野小学校	体育館		1時間	500	800	500	—
南阿蘇西小学校	体育館		1時間	500	800	500	—
白水小学校 (旧白水中学校)	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
南阿蘇中学校	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
南阿蘇中学校 第2体育館 (旧長陽体育館)	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
	武道場	片面 (剣道2面)	1時間	500	800	500	—
		全面 (剣道4面)	1時間	1,000	1,500	1,000	—
南阿蘇中学校 第2グラウンド (旧長陽グラウンド)	グラウンド		1時間	500	800	750	500
旧両併小学校	体育館		1時間	500	800	—	—
旧中松小学校	体育館		1時間	500	800	—	—

※屋内施設は照明及び空調の使用を見込んだ金額

附帯意見

1 使用料の定期的な見直しについて

使用料は3年を目安として定期的に見直しを行うこと。ただし、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格や物価の高騰のような、経済、環境に多大な影響が生じる場合は、適宜、検討を行うこと。

なお、使用料の見直しの際には、付帯設備に係る使用料についても併せて検討を行うこと。

2 受益者の負担割合等について

今回の受益者負担の割合や緩和措置については、使用料適正化の一步目としてはやむを得ないものとする。ただし、先述の使用料の見直しの際には、据え置くことの無いよう検討を行うこと。

3 施設運営のあり方について

施設の利用状況の見える化や容易な比較検討、現金によらない使用料の支払いなど、利便性の向上及び稼働率の上昇を図るため、利用申請や決済のオンライン化、マイナンバーカードとの連携などDX化の取組を進めること。

4 施設の利用状況の把握について

今後の使用料の見直しにおいては、施設ごとの利用実態に応じた金額を設定するため、時間帯ごとの利用状況や利用者の属性等のデータの収集、分析を行うこと。なお、先述のとおりDX化を進め、業務の効率化にも努めること。

5 所見

これまでの審議をとおして、その所見を述べる。

まず、使用料の適正化を含めた公共施設のあり方の検討に当たっては、村民と一体となり、課題の解決に向け取り組んでいただきたい。

また、今回審議した使用料は、1時間当たりの金額であり、500円のは10人で使えば1人当たりは50円となる。経営的な視点も持ち、公の施設として公平かつ効率的な運営に努めていただきたい。

最後に、この使用料の適正化は、財政基盤の強化に向けた一步目である。これを契機として、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症のような環境の変化にも柔軟に対応し、より質の高い公共サービスの提供がなされていくことを期待する。